

四半期報告書

(第134期第1四半期)

自 2018年4月1日

至 2018年6月30日

シチズン時計株式会社

東京都西東京市田無町六丁目1番12号

(E02281)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2
- 3 経営上の重要な契約等 6

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 7
- (2) 新株予約権等の状況 7
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 7
- (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 7
- (5) 大株主の状況 7
- (6) 議決権の状況 8

- 2 役員等の状況 8

第4 経理の状況 9

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 10
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 12
 - 四半期連結損益計算書 12
 - 四半期連結包括利益計算書 13

- 2 その他 18

第二部 提出会社の保証会社等の情報 19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月13日
【四半期会計期間】	第134期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	シチズン時計株式会社
【英訳名】	Citizen Watch Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸倉 敏夫
【本店の所在の場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役広報IR室担当 古川 敏之
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役広報IR室担当 古川 敏之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第133期 第1四半期連結 累計期間	第134期 第1四半期連結 累計期間	第133期
会計期間	自2017年 4月1日 至2017年 6月30日	自2018年 4月1日 至2018年 6月30日	自2017年 4月1日 至2018年 3月31日
売上高 (百万円)	72,666	74,505	320,047
経常利益 (百万円)	4,546	5,948	26,664
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,651	3,923	19,303
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,142	4,809	20,258
純資産額 (百万円)	252,386	264,071	263,713
総資産額 (百万円)	405,644	416,458	409,909
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.33	12.33	60.65
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.83	61.06	61.94

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、個人消費は引き続き力強さを欠く状況にあるものの、比較的安定した経済環境に支えられ、緩やかな回復基調をたどりました。また、米国経済は各国との貿易を巡る動向が懸念される中、設備投資と個人消費は堅調に推移しました。一方、欧州経済については、通商上の緊張感や政治の不確実性が高まり、減速感が強まりました。アジア経済は、中国市場をはじめとして持ち直しの動きを見せており、回復傾向を維持しました。

このような状況の中、当第1四半期の連結経営成績は、時計市場の需要は伸び悩みが続く一方で、工作機械市場の旺盛な受注環境が継続していること等により、売上高は745億円（前期比2.5%増）と、増収となりました。また、営業利益においては、工作機械事業の好調とデバイス事業の収益改善を受け、45億円（前期比18.5%増）と、増益となりました。経常利益は59億円（前期比30.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は39億円（前期比47.9%増）についても、それぞれ増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 時計事業

ウォッチ販売の内、“CITIZEN”ブランドの国内市場は、「CAMPANOLA」や「Eco-Drive One」等の高額品が引き続き堅調に推移しました。また、5月28日に迎えた創業100周年を記念したイベントが好評を博し、限定商品も好調だったものの、国内時計市場全体の需要は依然として弱い動きとなりました。

海外市場においては、全体的に緩やかな市況の改善傾向を背景に中国・アジア地域を中心に売上を伸ばし、海外市場全体で増収となりました。北米市場は、デパートや宝飾チェーンが復調の兆しを見せている他、インターネット流通も拡大を継続する中、安定して推移しました。欧州市場は、政治不安の高まりが個人消費にも影を落としており、時計販売の伸びは限定的なものに留まりました。一方、アジア市場は、好調な経済環境の後押しもあり順調に販売を伸ばし、特に中国は、安定した経済成長と個人消費の拡大により売上を伸ばしました。

その他のマルチブランドについては、“BULOVA”ブランドが北米市場で堅調に推移したこと等により、増収となりました。

ムーブメント販売は、市場の回復に力強さがなく高付加価値商品の需要が伸び悩む等、厳しい環境が続いており、減収となりました。

以上の結果、時計事業全体では、中期経営計画の施策であるマルチブランド戦略が一定の効果を上げる一方で、完成品の国内市場および、ムーブメント市場の需要回復が想定に届いておらず、売上高は358億円（前期比1.5%減）と、減収となりました。営業利益においては、重点施策の一つである高価格帯製品が伸長しましたが、ムーブメント販売の低迷を補うには至らず、23億円（前期比10.1%減）と、減益となりました。

② 工作機械事業

国内市場は、自動車や半導体製造装置関連を中心に、幅広い業種で設備投資が堅調に推移し、増収となりました。

米州市場は、医療関連を中心に旺盛な設備投資が継続し、増収となりました。

欧州市場は、ドイツが自動車関連を中心に堅調に推移した他、イタリアでも設備投資優遇税制の継続が確定となったことから市況は好調を維持し、増収となりました。

アジア市場は、中国で主要業種が全体的に堅調に推移した他、アセアン地域も自動車関連を中心に需要は底堅く、増収となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、国内外の好調な市況と当社グループの独自技術であるL F V（低周波振動切削）搭載機の販売増加が寄与し、売上高は171億円（前期比29.0%増）と、大幅な増収となりました。営業利益においても、好調な市況を背景とした大幅な売上増と高単価機種伸長を受け、31億円（前期比94.1%増）と、大幅な増益となりました。

③ デバイス事業

精密加工部品の内、自動車部品は、ブレーキ部品が自動車市場の需要拡大を受け、国内向けを中心に堅調に推移した他、スイッチについても前年度大きく落ち込んだスマートフォン向けが回復し、精密加工部品全体で増収となりました。

オプトデバイスの内、チップLEDは、車載向けが引き続き好調に推移した一方で、照明向けの価格競争が強まっており、価格を追随せず差別化製品の提案に注力したことから売上は伸び悩み、オプトデバイス全体で減収となりました。

その他部品は、水晶デバイスがスマートフォン市場の下落傾向等を受け伸び悩んだ他、強誘電性液晶マイクロディスプレイも、主要市場であるデジタルカメラ市場の停滞の影響を受け、その他部品全体で減収となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、精密加工部品が売上を伸ばしたもののその他の製品の落ち込みを補うには至らず、売上高は155億円（前期比6.2%減）と、減収となりました。営業利益においては、収益を重視した販売戦略に注力したことから、7億円（前期比15.3%増）と、増益となりました。

④ 電子機器事業

情報機器は、バーコードプリンターの新製品が好調に推移したものの、フォトプリンターがメディアおよび本体共に大きく落ち込んだこと等により、情報機器全体では減収となりました。

健康機器は、海外向けが中東・アジア向け等で大幅に伸長したこと等により、増収となりました。

以上の結果、電子機器事業全体では、売上高は45億円（前期比7.6%減）、営業損失は0億円（前期は0億円の営業利益）と、減収減益となりました。

⑤ その他の事業

宝飾製品は、自社主催展示会や小売店商談会での受注増が貢献したものの、ブライダル販売の落ち込みが大きく減収となりました。

以上の結果、その他の事業全体では、主に宝飾製品の伸び悩みにより、売上高は13億円（前期比3.2%減）、営業利益についても、0億円（前期比47.7%減）と、減収減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ65億円増加し、4,164億円となりました。資産の内、流動資産は、たな卸資産が73億円増加した一方で、受取手形及び売掛金が11億円減少したこと等により、55億円の増加となりました。固定資産につきましては、繰延税金資産が7億円、建設仮勘定が5億円増加した一方で、投資有価証券が4億円減少したこと等により、9億円の増加となりました。

負債は、前連結会計年度末に比べ、賞与引当金が31億円、支払手形及び買掛金が23億円、電子記録債務が12億円増加した一方で、未払法人税等が26億円減少したこと等により61億円増加し、1,523億円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ、為替換算調整勘定が11億円増加した一方で、その他有価証券評価差額金が4億円、利益剰余金が3億円減少したこと等により3億円増加し、2,640億円となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原材料及び部品等の購入費用のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、主に生産設備投資であります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としております。自己資金につきましては国内グループ会社間の資金効率を上げるためキャッシュマネジメントシステムを導入しております。設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入と債券市場からの社債等による調達を基本としております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について)

a. 基本方針の内容

当社グループはその名のとおりに、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、「市民に愛され市民に貢献する」という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

b. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様へ、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、2013年2月には、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下、「本中期経営計画」といいます。）を策定し、2016年2月に一部見直しを行いました。

本中期経営計画の前期3年間（2014年3月期～2016年3月期）では、筋肉質な経営体質の構築を図るため、徹底した構造改革と体質強化を行いました。

後期3年間（2017年3月期～2019年3月期）の2年目にあたる前期は、次のような施策を行いました。

- ・時計事業の主要ブランドを世界最大級のコレクションで展開する世界で初めてのフラッグシップストア「CITIZEN FLAGSHIP STORE TOKYO」を東京都中央区銀座の商業施設「GINZA SIX」1階にオープン。
- ・ムーブメントの基幹部品を製造する主要な拠点であるシチズン時計鹿島株式会社に、需要の拡大に際して柔軟な増産対応を可能とする工場棟の増設を決定。
- ・工作機械事業の重要拠点の一つである欧州での売上拡大を目的に、イギリスにおける新たな営業拠点の開設とイタリアの本社及び営業拠点の拡大を決定。
- ・工作機械への旺盛な需要への対応と安定供給体制を構築するため、タイとベトナムにある製造拠点の増床及びフィリピンにある製造拠点の拡張による生産能力の拡大を決定。
- ・事業や製品の選択と集中の一環として、不採算となり、今後の収益改善が見込めない大型ドットプリンターから撤退。

c. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、2013年5月23日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」について、これを一部変更したうえで更新すること（以下、かかる変更後の方針を「旧方針」といいます。）を決定し、同年6月27日開催の第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

2016年6月28日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって旧方針の有効期間が満了することから、同年5月26日開催の取締役会において、上記 a. の基本方針を改めて決議するとともに、旧方針を一部変更したうえで更新することにつき、同年6月28日開催の第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けております（以下、かかる変更後の方針を「本方針」といいます。）。

本方針の内容は以下のとおりであります。

① 対象となる買付

本方針の対象となる買付は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為等であります。

② 手続

大規模買付者が、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始することを手続として定めております。

③ 対抗措置の内容

大規模買付者が手続を守らない場合等には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、その時点のすべての株主の方に対して、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

④ 対抗措置発動の要件

当社は、以下の場合に対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

- 1) 大規模買付者が手続を守らない場合
- 2) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて株式を当社または当社関係者に高値で引き取らせる目的であると判断される場合
- 3) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の資産等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合
- 4) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 5) 当社の経営を一時的に支配して、資産の売却等によって一時的な高配当をさせ、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 6) 最初の買付で全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等を行うなど、当社株主の皆様にご迷惑を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

⑤ 対抗措置発動までのプロセス

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する意向表明書が提出された場合、10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく情報のリストを交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは不足していると判断した場合には、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこともあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対して60日を上限とする回答期間を定めて大規模買付行為に対する意見等を求めることがあります。独立委員会は、大規模買付者からの情報の提供及び当社取締役会による情報の提供が完了した後、60日以内（30日間を上限とする延長が可能です。）に評価、検討、交渉、意見形成を行います。

独立委員会は、これらの情報に基づいて、当社取締役会に対して、対抗措置を発動するか発動しないかの勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、会社法上の機関としての決議を行います。また、独立委員会は、対抗措置の発動について株主総会に付議することが相当である旨の勧告を行う場合があります。この場合、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

⑥ 本方針の有効期間

本方針の有効期間は、2016年6月28日開催の第131期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

d. 上記 b. 及び c. の取組みについての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記 b. の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びにコーポレートガバナンス・コード原則1-5及び補充原則1-5④を踏まえたものです。

2) 株主意思を重視するものであること

当社は、2016年6月28日開催の第131期定時株主総会において、本方針について株主の皆様のご承認を得ております。また、本方針には、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

3) 独立性の高い社外役員判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、本方針の発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員の中から、当社取締役会が選任します。

当社株式に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報を開示し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、2018年6月30日現在の独立委員会委員は、当社社外取締役の小松正明、寺坂史明の両氏と、当社社外監査役の窪木登志子氏であります。

4) 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記 c.④にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能であります。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,765百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	959,752,000
計	959,752,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	320,353,809	320,353,809	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	320,353,809	320,353,809	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	—	320,353,809	—	32,648	—	36,029

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,068,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 317,865,100	3,178,651	同上
単元未満株式	普通株式 420,209	—	同上
発行済株式総数	320,353,809	—	—
総株主の議決権	—	3,178,651	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
シチズン時計株式会社	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	2,068,500	—	2,068,500	0.65
計	—	2,068,500	—	2,068,500	0.65

（注）当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は2,068,985株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.65%であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	92,079	91,877
受取手形及び売掛金	※1 62,013	※1 60,814
電子記録債権	※1 914	※1 978
商品及び製品	52,737	56,457
仕掛品	20,590	22,525
原材料及び貯蔵品	17,213	18,947
未収消費税等	2,413	1,334
その他	5,991	6,583
貸倒引当金	△957	△933
流動資産合計	252,997	258,585
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	41,784	41,941
機械装置及び運搬具（純額）	21,013	21,293
工具、器具及び備品（純額）	6,557	6,682
土地	10,293	10,259
リース資産（純額）	1,358	1,311
建設仮勘定	3,971	4,501
有形固定資産合計	84,979	85,989
無形固定資産		
のれん	4,356	4,210
ソフトウェア	3,940	3,887
リース資産	9	8
その他	3,744	3,627
無形固定資産合計	12,051	11,734
投資その他の資産		
投資有価証券	46,043	45,630
長期貸付金	931	931
繰延税金資産	9,583	10,340
その他	3,546	3,470
貸倒引当金	△199	△198
投資損失引当金	△26	△26
投資その他の資産合計	59,880	60,148
固定資産合計	156,911	157,872
資産合計	409,909	416,458

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 21,267	※1 23,581
電子記録債務	※1 14,164	※1 15,399
設備関係支払手形	※1 192	※1 635
営業外電子記録債務	755	1,498
短期借入金	6,880	7,212
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	4,884	2,261
未払費用	13,509	13,255
賞与引当金	5,936	9,055
役員賞与引当金	279	—
製品保証引当金	1,159	1,170
環境対策引当金	22	16
事業再編整理損失引当金	822	781
その他	6,943	7,339
流動負債合計	86,818	92,207
固定負債		
長期借入金	32,146	33,241
繰延税金負債	1,587	1,102
環境対策引当金	4	4
事業再編整理損失引当金	913	913
退職給付に係る負債	22,721	22,952
資産除去債務	74	74
その他	1,930	1,891
固定負債合計	59,377	60,179
負債合計	146,195	152,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,648	32,648
資本剰余金	34,000	34,000
利益剰余金	176,117	175,744
自己株式	△1,783	△1,783
株主資本合計	240,983	240,609
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,909	11,490
為替換算調整勘定	2,067	3,187
退職給付に係る調整累計額	△1,047	△1,015
その他の包括利益累計額合計	12,928	13,662
非支配株主持分	9,801	9,798
純資産合計	263,713	264,071
負債純資産合計	409,909	416,458

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上高	72,666	74,505
売上原価	44,936	45,530
売上総利益	27,730	28,975
販売費及び一般管理費	23,909	24,449
営業利益	3,820	4,525
営業外収益		
受取利息	77	109
受取配当金	371	513
持分法による投資利益	120	271
為替差益	158	502
その他	247	162
営業外収益合計	976	1,560
営業外費用		
支払利息	91	78
その他	159	59
営業外費用合計	250	137
経常利益	4,546	5,948
特別利益		
投資有価証券売却益	20	—
子会社株式売却益	14	—
固定資産売却益	321	6
その他	3	0
特別利益合計	360	7
特別損失		
固定資産除却損	47	47
固定資産売却損	12	0
事業再編整理損	96	45
コンプライアンス特別対策費等	—	75
その他	45	80
特別損失合計	201	249
税金等調整前四半期純利益	4,704	5,705
法人税等	2,013	1,653
四半期純利益	2,690	4,052
非支配株主に帰属する四半期純利益	38	128
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,651	3,923

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
四半期純利益	2,690	4,052
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,521	△418
為替換算調整勘定	1,895	1,031
退職給付に係る調整額	41	33
持分法適用会社に対する持分相当額	△5	111
その他の包括利益合計	3,452	757
四半期包括利益	6,142	4,809
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,110	4,657
非支配株主に係る四半期包括利益	32	151

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権債務

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権債務の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
受取手形	337百万円	155百万円
電子記録債権	32	57
支払手形	38	15
電子記録債務	80	—
設備関係支払手形	11	18

2. 偶発債務

当社の連結子会社である、シチズン電子株式会社(以下「シチズン電子」)について、取引先企業との取決めにおいて、供給している製品の製造拠点を変更した場合には、取引先企業にその変更を申請することになっていたにもかかわらず、一部の取引先企業に対して、その変更申請を行わなかったことに起因し、それ以後、取引先企業と取り決めた従前の製造拠点で製造されたことを示すロット番号を印字したラベルを製品に貼付するなどして出荷を続ける不適切行為が判明しております。

当社としては、本件をコンプライアンス違反事象であると重く受け止め、2017年11月10日に第三者委員会を設置し、徹底的な調査による事実解明と原因分析などを委ねました。

2018年2月9日には、第三者委員会の調査報告書を受領し、本件不適切行為は、遅くとも2010年4月から2017年6月までの約7年2か月間にわたり続いていたことが認定されております。

これに加え、第三者委員会の調査により新たに判明した主な事象として、シチズン電子の照明用LED部品に関して、主に北米の取引先企業向けに、シチズン電子内に設置された認定試験所において発行する、寿命予測(光束の経年劣化)に関する試験結果を記載したレポートの一部が書き換えられ、提出されていたという不適正行為が行われていたことが記載されています。

本件の今後の進捗次第では、損失の発生等により当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表には反映していません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	3,296百万円	3,268百万円
のれんの償却額	398	131

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,705	8.50	2017年3月31日	2017年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,296	13.50	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自2017年4月1日 至2017年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作機械事業	デバイス事業	電子機器事業	その他の事業	合計	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
売上高								
外部顧客への売上高	36,388	13,267	16,609	4,962	1,439	72,666	—	72,666
セグメント間の内部売上高又は振替高	22	51	565	24	200	865	△865	—
計	36,411	13,318	17,174	4,987	1,639	73,531	△865	72,666
セグメント利益	2,663	1,645	607	60	74	5,052	△1,231	3,820

(注) 1. セグメント利益(営業利益)の調整額△1,231百万円には、セグメント間取引消去0百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,232百万円が含まれております。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日 至2018年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作機械事業	デバイス事業	電子機器事業	その他の事業	合計	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
売上高								
外部顧客への売上高	35,838	17,115	15,575	4,583	1,393	74,505	—	74,505
セグメント間の内部売上高又は振替高	25	391	520	25	232	1,194	△1,194	—
計	35,863	17,506	16,095	4,609	1,625	75,700	△1,194	74,505
セグメント利益又は損失(△)	2,396	3,193	700	△42	38	6,286	△1,760	4,525

(注) 1. セグメント利益(営業利益)の調整額△1,760百万円には、セグメント間取引消去△73百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,687百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	8円33銭	12円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,651	3,923
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,651	3,923
普通株式の期中平均株式数(千株)	318,288	318,285
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2018年8月9日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の目的及び理由

当社は、取締役(社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。)を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議しております。本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下「B I P 信託」という。)と称される仕組みを採用します。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P 信託契約(以下「本信託契約」という。)の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P 信託口)に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2018年9月3日(予定)
信託の期間	2018年9月3日(予定)～2019年8月末日(予定)
制度開始日	2018年9月3日(予定)
議決権行使	行使しないものとします。

2. 処分要領

(1) 処分期日	2018 年 9 月 4 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 99,100 株
(3) 処分価額	1 株につき 752 円
(4) 処分価額の総額	74,523,200 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月10日

シチズン時計株式会社

取締役会 御中

監査法人	日本橋事務所			
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木下	雅彦	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小倉	明	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	秀和	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシチズン時計株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シチズン時計株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 注記事項（四半期連結貸借対照表関係）2. 偶発債務に記載されているとおり、会社の連結子会社であるシチズン電子株式会社で判明した不適切行為について、今後の進捗次第では、損失の発生等により会社の連結業績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表には反映していない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年8月9日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。